

戦略的イノベーション創造プログラムの 進め方について

平成25年7月16日

科学技術政策担当大臣
総合科学技術会議有識者議員

戦略的イノベーション創造プログラムの仕組み(案)

【主な特徴】

- ① 総合科学技術会議は、アクションプランに根拠を置くことを前提として、関係府省の関連する取組を俯瞰しつつ、このプログラムで取り組むべき課題を特定し、課題ごとに達成目標とPD(プログラムディレクター)、関係府省の役割分担等を決定。
- ② 対象課題の特定、達成目標の設定にあたっては、社会や産業界のニーズ、国内外の将来の市場・雇用の規模、我が国の国際競争力強化の方向性、研究開発の新規性・難易度、府省連携の必要性等を踏まえる。
- ③ 実施体制の整備にあたっては、基礎研究から事業化・実用化までをも見据え、規制・制度改革や特区制度の活用などとの連動も視野に入れて、達成目標の実現に向けて総合科学技術会議が主導。PD等への採用を含め、産学官のプロジェクトマネジメント経験者などの人材を積極的に活用。
- ④ 各課題は、総合科学技術会議有識者議員の参加を基本とし、PDを中心に運営し、ガバニングボードによって必要な助言、評価等を行う。
- ⑤ 総合科学技術会議は毎年課題ごとに評価を行い、次年度のプログラムの運営に反映。この評価等を活用して、次年度以降も一定規模での新規課題の追加を可能とする。
- ⑥ 平成26年度から内閣府に「科学技術イノベーション創造推進費」(仮称)を計上し、プログラムの実施にあたり、管理法人への運営費交付金としての移替えを可能とする。

戦略的イノベーション創造プログラムの進め方・体制(イメージ)

科学技術イノベーションが取り組むべき課題 (総合戦略第2章)

- I. クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現 重点的課題・取組
- II. 国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現 重点的課題・取組
- III. 世界に先駆けした次世代インフラの整備 重点的課題・取組
- IV. 地域資源を‘強み’とした地域の再生 重点的課題・取組
- V. 東日本大震災からの早期の復興再生 重点的課題・取組

工程表具体化

(7月中)
**平成26年度
 科学技術重要施策
 アクションプラン**

対象課題

総合科学技術会議の下、内閣府が自ら予算計上するとともに、各PD(プログラムディレクター)がプログラムを構成する各省庁の関連施策(各省予算)も進捗管理して、全体をマネジメント。

総合科学技術会議

ガバナリングボード
 (有識者議員、外部有識者等)

【体制(イメージ)】

課題ごとに以下の体制を整備

PD

← 内閣府の支援体制を拡充

課題ごとの推進委員会
 PD(議長)、担当有識者議員、内閣府、関係省庁、外部専門家

● 省所管の管理法人

▲ 省

■ 省 ...

研究主体(企業、大学、研究法人等)

【予算の流れ(イメージ)】

- ・内閣府が目未定の調整費を計上。
- ・●省庁に移し替え可能。
 (●省庁から管理法人への交付金)